

○福岡県障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

平成二十四年十月十二日

福岡県条例第五十七号

〔福岡県障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例〕をここに公布する。

福岡県障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

(平二九条例一一・改称)

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 指定障がい福祉サービスの事業等(第三条―第十八条)

第二節 障がい福祉サービス事業(第十九条―第二十九条)

第三節 指定障がい者支援施設(第三十条―第三十三条)

第四節 障がい者支援施設(第三十四条―第三十七条)

第五節 地域活動支援センター(第三十八条―第四十一条)

第六節 福祉ホーム(第四十二条―第四十五条)

第三章 指定障がい福祉サービス事業者等の指定の欠格事由に関する事項(第四十六条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)に基づき、福岡県における指定障がい福祉サービス及び基準該当障がい福祉サービスの事業(以下「指定障がい福祉サービスの事業等」という。)、障がい福祉サービス事業、指定障がい者支援施設、障がい者支援施設、地域活動支援センター並びに福祉ホームの人員、設備及び運営に関する基準並びに指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい者支援施設の指定の欠格事由に関する事項を定めるものとする。

(平二九条例一一・一部改正)

(用語)

第二条 この条例で使用する用語の意義は、法及び法に基づく厚生労働省令において使用する用語の例による。ただし、「障害」とあるのは、この条例において「障がい」と表記する。

(平二九条例一一・一部改正)

第二章 障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準

(平二九条例一一・改称)

第一節 指定障がい福祉サービスの事業等

(平二九条例一一・改称)

(通則)

第三条 法第三十条第一項第二号イ及びロ、法第四十一条の二第一項各号並びに法第四十三条第一項及び第二項に規定する条例で定める指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、この節の定めるところによる。

(平二九条例一一・平三〇条例一九・一部改正)

(一般原則)

第四条 指定障がい福祉サービス事業者は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定障がい福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障がい福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障がい福祉サービス事業者は、利用者又は障がい児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障がい児の保護者の立場に立った指定障がい福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障がい福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(平二九条例一一・一部改正)

(基本方針)

第五条 指定居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 重度訪問介護に係る指定障がい福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要するものが居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障がい者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に

行うものでなければならない。

3 同行援護に係る指定障がい福祉サービスの事業は、視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障がい者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

4 行動援護に係る指定障がい福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(平二六条例一四・平二九条例一一・一部改正)

第六条 指定療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「施行規則」という。)第二条の二に規定する者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(平二五条例一八・一部改正)

第七条 指定生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第二条の四に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第八条 指定短期入所の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第九条 指定重度障がい者等包括支援の事業は、常時介護を要する利用者であって、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、障がい福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(平二九条例一一・一部改正)

## 第十条 削除

(平二六条例一四)

第十一条 指定自立訓練(機能訓練)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(平三〇条例一九・一部改正)

第十二条 指定自立訓練(生活訓練)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の六第二号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(平三〇条例一九・一部改正)

第十三条 指定就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の九に規定する者に対して、施行規則第六条の八に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第十四条 指定就労継続支援A型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら施行規則第六条の十第一号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第十五条 指定就労継続支援B型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の十第二号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第十五条の二 指定就労定着支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として施行規則第六条の十の二に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者に対して、施行規則第六条の十の三

に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障がい福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(平三〇条例一九・追加)

第十五条の三 指定自立生活援助の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障がいの特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

(平三〇条例一九・追加)

第十六条 指定共同生活援助の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(平二六条例一四・一部改正)

(非常災害対策)

第十七条 この節に規定する事業(第五条、第九条、第十五条の二及び第十五条の三に規定するものを除く。)の事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火災、風水害、地震等非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連絡体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 前項の事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出等の訓練を行わなければならない。

(平三〇条例一九・一部改正)

(暴力団関係者の排除)

第十七条の二 指定障がい福祉サービスの事業等を行う事業所は、その運営について、暴力団関係者の支配を受けてはならない。

2 指定障がい福祉サービスの事業等を行う事業所の管理者は、暴力団関係者であってはならない。

3 前二項の「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下

「暴力団対策法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

二 暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団(以下単に「暴力団」という。)又は暴力団員がその事業活動を支配する者

三 福岡県暴力団排除条例(平成二十一年福岡県条例第五十九号)第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した者で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第二十二条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して二年を経過しないもの

四 福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないもの

五 法人でその役員のうち、第一号、第三号又は前号のいずれかに該当する者があるもの

(平二四条例七四・追加、平二九条例一一・一部改正)

(その他の基準)

第十八条 この条例に定めるものを除くほか、指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、法第三十条第二項、法第四十一条の二第二項及び法第四十三条第三項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

(平二九条例一一・平三〇条例一九・一部改正)

第二節 障がい福祉サービス事業

(平二九条例一一・改称)

(通則)

第十九条 法第八十条第一項に規定する条例で定める障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、この節の定めるところによる。

(平二九条例一一・一部改正)

(一般原則)

第二十条 障がい福祉サービス事業者は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して障がい福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障がい福祉サービスを提供しなければならない。

2 障がい福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った障がい福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 障がい福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を

設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(平二九条例一一・一部改正)

(基本方針)

第二十一条 療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第二条の二に規定する者に対して、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二十二条 生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第二条の四に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二十三条 自立訓練(機能訓練)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(平三〇条例一九・一部改正)

第二十四条 自立訓練(生活訓練)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の六第二号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(平三〇条例一九・一部改正)

第二十五条 就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の九に規定する者に対して、施行規則第六条の八に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二十六条 就労継続支援A型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら施行規則第六条の十第一号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切

かつ効果的に行うものでなければならない。

第二十七条 就労継続支援B型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の十第二号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第二十八条 第十七条及び第十七条の二の規定は、この節に規定する事業について準用する。

(平二四条例七四・一部改正)

(その他の基準)

第二十九条 この条例に定めるものを除くほか、障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、法第八十条第二項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

(平二九条例一一・一部改正)

第三節 指定障がい者支援施設

(平二九条例一一・改称)

(通則)

第三十条 法第四十四条第一項及び第二項に規定する条例で定める指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準は、この節の定めるところによる。

(平二九条例一一・一部改正)

(一般原則)

第三十一条 指定障がい者支援施設は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して施設障がい福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障がい福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障がい者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障がい福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障がい者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(平二九条例一一・一部改正)

(準用)

第三十二条 第十七条及び第十七条の二の規定は、指定障がい者支援施設について準用する。

(平二四条例七四・平二九条例一一・一部改正)

(その他の基準)

第三十三条 この条例に定めるものを除くほか、指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準は、法第四十四条第三項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

(平二九条例一一・一部改正)

第四節 障がい者支援施設

(平二九条例一一・改称)

(通則)

第三十四条 法第八十四条第一項に規定する条例で定める障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準は、この節の定めるところによる。

(平二九条例一一・一部改正)

(一般原則)

第三十五条 障がい者支援施設は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して施設障がい福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障がい福祉サービスを提供しなければならない。

2 障がい者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障がい福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 障がい者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(平二九条例一一・一部改正)

(準用)

第三十六条 第十七条及び第十七条の二の規定は、障がい者支援施設について準用する。

(平二四条例七四・平二九条例一一・一部改正)

(その他の基準)

第三十七条 この条例に定めるものを除くほか、障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準は、法第八十四条第二項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

(平二九条例一一・一部改正)

#### 第五節 地域活動支援センター

(通則)

第三十八条 法第八十条第一項に規定する条例で定める地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、この節の定めるところによる。

(基本方針)

第三十九条 地域活動支援センターは、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者又は障がい児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又は障がい児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 地域活動支援センターは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障がい福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(平二九条例一一・一部改正)

(準用)

第四十条 第十七条及び第十七条の二の規定は、地域活動支援センターについて準用する。

(平二四条例七四・一部改正)

(その他の基準)

第四十一条 この条例に定めるものを除くほか、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、法第八十条第二項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

#### 第六節 福祉ホーム

(通則)

第四十二条 法第八十条第一項に規定する条例で定める福祉ホームの設備及び運営に関する

る基準は、この節の定めるところによる。

(基本方針)

第四十三条 福祉ホームは、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障がい者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

- 2 福祉ホームは、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 3 福祉ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障がい福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。
- 4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(平二九条例一一・一部改正)

(準用)

第四十四条 第十七条及び第十七条の二の規定は、福祉ホームについて準用する。

(平二四条例七四・一部改正)

(その他の基準)

第四十五条 この条例に定めるものを除くほか、福祉ホームの設備及び運営に関する基準は、法第八十条第二項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

第三章 指定障がい福祉サービス事業者等の指定の欠格事由に関する事項

(平二九条例一一・改称)

第四十六条 法第三十六条第三項第一号(法第三十七条第二項、法第三十八条第三項(法第三十九条第二項及び法第四十一条第四項において準用する場合を含む。))及び法第四十一条第四項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人(次に掲げる法人を除く。)である者とする。

- 一 その役員等のうちに、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がある法人
- 二 暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配する法人
- 三 福岡県暴力団排除条例第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した法人で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第

- 二十二条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して二年を経しないもの
- 四 その役員等のうちに、福岡県暴力団排除条例第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した者で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第二十二条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して二年を経過しないものがある法人
- 五 福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により罰金の刑に処せられた法人で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないもの
- 六 その役員等のうちに、福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないものがある法人
- 2 前項の規定にかかわらず、療養介護に係る指定又は短期入所(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請の場合における法第三十六条第三項第一号(法第三十七条第二項及び法第四十一条第四項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、次に掲げる者以外の者とする。
- 一 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- 二 暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配する者
- 三 福岡県暴力団排除条例第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した者で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第二十二条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して二年を経過しないもの
- 四 福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないもの
- 五 法人でその役員等のうちに、第一号、第三号又は前号のいずれかに該当する者があるもの

(平二四条例七四・全改)

#### 附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

#### 附 則(平成二四年条例第七四号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成二五年条例第一八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二六年条例第一四号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二九年条例第一一号)抄

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十九年十月一日から施行する。

附 則(平成三〇年条例第一九号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。